

令和元年度建設工事等に係る入札・契約制度の改正について

1 改正項目

【指名業者名の事後公表について】

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の趣旨に基づき、指名業者名の公表を次のとおり変更します。

現 行	変更後
指名業者名の事前公表 (入札通知の日から公表)	指名業者名の <u>事後公表</u> (<u>入札日の翌営業日から公表</u>)

2 実施時期

令和2年1月1日以降に入札通知を行う指名競争入札から実施します。